

担い手経営革新促進事業

水田経営所得安定対策加入者の更なる経営発展を促進するため、岐阜県担い手育成総合支援協議会が策定した担い手経営革新促進計画に基づき、規模拡大や対象品目の生産集約に資する経営革新の取組を支援する。

岐阜県担い手育成総合支援協議会

担い手経営革新計画

- ・ 担い手が目指すべき理想的な経営の姿
- ・ 導入・普及を推進すべき新技術の内容
- ・ 麦・大豆等の生産目標と担い手への集約方針・計画等

モデル経営体を設定し、大規模土地利用型農業に相応しい新技術を組み合わせた経営革新の取組効果を実証
理想的な経営の姿を目指して規模拡大等を図る
担い手に対し、麦・大豆等の作付拡大に対する支援を実施



担い手に対する支援の内容

1 経営革新モデルの実践事業

モデルとなった担い手に対し、実証経費を支援

内容 大規模土地利用型農業の担い手にふさわしい技術の導入、普及を図るため、地域のモデル経営体に対してその経営革新効果の実証経費に相当する額を助成。

要件 国が示す担い手に相応しい新技術の導入
地域のモデル経営体として相応しい経営体

2 特定対象農産物の生産支援事業

麦・大豆等の作付拡大分について、過去の生産実績がない場合、生産コストの一部を支援

対象品目 麦、大豆 等

対象者

農外からの新規参入
米の生産調整強化への対応
経営規模の拡大



これらによって作付を拡大した者であって、所要の要件を満たす者

内容 麦、大豆の作付拡大に必要な経費の一部を拡大面積に応じて助成。ただし、水田経営所得安定対策の過去の生産実績（固定払）が無い部分に限る。

要件 国が示す担い手に相応しい新技術の導入
需要に応じた生産（播種前契約の範囲等）
良質な麦、大豆の生産（品質の良い農産物を作る必要あり）

助成対象となる面積

H18年産からの作付拡大面積が助成対象（ただし、水田等有効活用促進対策対象分を除く）

これらの支援を受けるためには、水田経営所得安定対策への加入が必要



担い手経営革新モデルの実践事業



岐阜県担い手育成総合支援協議会

1. 事業の内容

水田経営所得安定対策の対象農産物を複数組み合わせさせた経営の中で、大規模土地利用型農業に相応しい革新的技術の組み合わせを实践するモデル経営体に対して実証経費を支援。

事業実施期間は、平成19年～21年の3カ年。

2. モデル経営体の要件

水田経営所得安定対策の加入者である。

米、麦、大豆のうち2作目以上に取り組んでいる。

国が示す3項目に分類されている革新的技術の中から、2項目各1技術以上導入する。

平成23年に向けて、概ね以下の経営面積を目標としており、その目標水準に妥当性があること。

平坦地	個別経営体	20ha	中山間地	個別経営体	13ha
	集落営農組織	50ha		集落営農組織	32ha

労働時間、生産費等の経営データを記録し、収益性を含め、経営状況等を公表できること。

事業実施期間である3年間、モデル経営体としての活動ができること。

毎年度、モデル経営体としての活動実績を報告すること。



3. モデル経営体の選定

平成21年度は原則追加指定を行わない。このため、平成20年度の事業実施経営体に対し、参加の意思確認を実施。



4. モデル経営体の活動

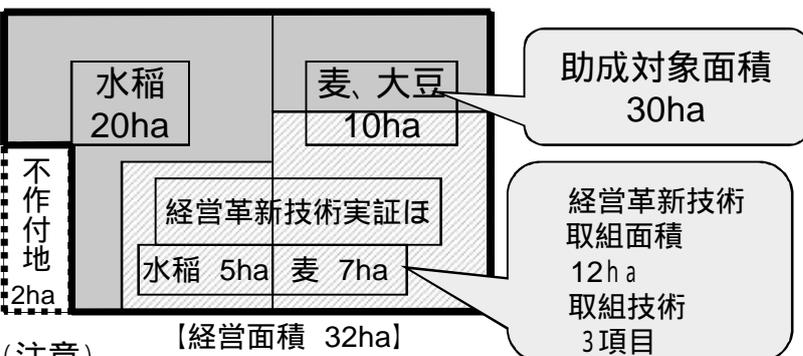
革新的技術の取り組み、実践

経営状況等を記録して報告(栽培や経営の状況を記録。→生産費、労働時間、所得等を報告)

成果発表会、現地検討会等の実施→周辺農家に対して、新技術の導入等による経営革新効果の普及



5. 活動に対する助成



$$\text{助成額} = \text{助成単価} \times \text{技術の項目数} \times \text{経営面積}$$

【左の例の場合】(初年度)

$$\text{助成額} = 2,200\text{円} / 10\text{a} \times 3\text{項目} \times 30\text{ha} = 1,980\text{千円}$$



(注意) 経営面積から不作付地の面積は除く。
助成額は、事業予算の範囲内で上限を設定する場合がある。

経営革新技術1項目 当たりの助成単価	初年度	2年度目	3年度目
	2,200円 / 10a	1,500円 / 10a	900円 / 10a

特定対象農産物の生産支援事業

岐阜県担い手育成総合支援協議会

1. 事業の内容

農外からの新規参入、生産調整の強化、経営面積の拡大等により、平成18年産に比べて拡大した麦、大豆の作付面積(過去の生産実績の無い部分)(水田等有効活用促進対策事業分を除く)に対して助成を行います。

- < 事業実施期間 >
平成19年度から21年度までの3カ年間
- < 事業実施主体 >
岐阜県担い手育成総合支援協議会



2. 助成要件

対象者	各対象別要件	共通要件
農外から新規参入した者 (平成17年産以降)	良質な麦、大豆の生産 →上位区分の占める比率が、農協等の 出荷単位の概ね平均以上 (麦:1等比率,大豆:1等と2等の合計比率)	水田経営所得安定対策加入者 担い手に相応しい新技術の導入 →担い手経営革新計画に設定した3項目の取組に係る新技術のうち1技術以上を経営に導入。 需要に応じた生産 →播種前契約の締結
米の生産調整強化に対応した者(平成19年産以降)		
経営面積を拡大した者 (平成19年産以降)		



3. 助成対象となる面積

H18年産からの作付拡大面積が助成対象となります。

$$\text{助成対象面積} = (\text{当該年産の麦、大豆の作付面積の合計} - \text{H18年産の麦、大豆の作付面積の合計} - \text{水田等有効活用促進対策事業対象面積})$$

米の生産調整強化への対応、経営規模拡大により作付を拡大する場合、それぞれ、生産調整強化分、経営規模拡大分に該当する面積が上限となります。
水田等有効活用促進対策事業対象分は除きます。



4. 助成単価及び助成額の算出方法

(1) 助成単価

作物	小麦	六条大麦	大豆
単価 (円 / 10a)	27,600	18,200	20,200

(2) 助成額の算出

$$\text{助成額} = \text{助成対象面積} \times \text{麦、大豆の助成単価}$$

